



内閣総理大臣 岸田文雄 様
法務大臣 古川禎久 様

2022年 3月 22日
一般社団法人Spring
代表理事 佐藤 由紀子
東京都千代田区平河町一丁目6番15号USビル8階
E-mail:lobbying@spring-voice.org

性犯罪に関わる刑事法改正に向けた要望書

私たちは、性暴力被害者が生きやすい社会の実現を目指して、性被害の実態に即した刑法性犯罪改正に取り組んでいます。法制審議会での議論を受けて、今回私たちは暴行脅迫要件の見直し、ならびに不同意性交等罪の創設に向けた項目に特化し以下の通り要望いたします。

1. 法改正を行うにあたり、包括的要件に(1)(2)を盛り込んで下さい

(1)「自発的(任意)に参加していない者に対する性交」(被害者の「拒絶」を前提としたものではなく、「Yes means Yes」型の概念を基礎とする条文)

いま、検討会および法政審議会での議論を通じて、性暴力被害当事者の心理についての精神医学的知見が委員の皆様にも共有され、多くの性被害当事者は「抗拒すること自体が生物学的にも不可能となる」という認識のもと、条文には「被害者に抗拒を強いる」ような文言を入れるべきではないという理解が、委員の皆さんで一致しつつあります。

一方で、議事録を拝見していると、被害者は被害に遭った際にすぐに拒絶できる、すぐに通報できるものだと思っている委員の方も一部おられるように推察しております。被害者はNOと言えない、被害をすぐに申告できないことがまだ理解されていないのではないかと感じます。

実際は、人が生まれてから拒絶という概念が形成される以前に被害にあった場合は、その後の人生でも拒絶の概念の形成が困難となり、形成後も強い恐怖が伴う被害にあった場合は、その後の人生で拒絶の表明が困難となるということが、性暴力被害当事者の実態です(【別紙】参照)。

このことから、被害者の「拒絶」を前提とした刑法改正に異議をお伝えします。私たちは、「同意」の概念を前提とした刑法改正を望みます。

抗拒している者及び上記のような抗拒できない状態にさせられた者に性交等を行うことが、保護法益侵害となる被害¹を引き起こす当罰性のある行為である、という認識も、委員の皆様で一致しているとの認識です。

であるならば、抗拒を前提とするいわゆる「No Means No」の条文だけでは当罰性のある行為を罰するには不十分であるという理解に基づき、包括的要件の規定に、「自発的(任意)に参加していない者に対する性交」(Yes means Yes型)を加えていただくことを要望いたします。

(2)「同意・不同意の意思を形成・表明・実現することが困難」

現在提案がされている包括的要件としては、「その他意に反する」、「拒絶する意思を形成・表明・実現することが困難である状態に乗じて」が挙げられています。

「意に反する」はNo means No型(拒絶を前提としている)の解釈も含まれること、「拒絶する意思の～」は被害者に抵抗を要求するものではないとの説明がされつつもなお誤解が生じるおそれがあることから、包括的要件は「同意・不同意の意思を形成・表明・実現することが困難である状態に乗じて」にしてください。この条文により、「迎合反応」(【別紙】参照)に乗じた加害行為も捕捉できる可能性が開けると私たちは考えています。

(1)(2)を踏まえ、包括的要件の条文には「自発的(任意)に参加していない者への性交」、「同意・不同意の意思の形成・表明・実現が困難なことに乗じた性交」の2つを盛り込むことを要望いたします。

2. 「強制性交等罪」を「不同意性交等罪」へ呼称を変更してください

(1) 177・178条は、大前提として『不同意の性交』を罰するものであり、その“徴表”として「暴行・脅迫」、「心神喪失・抗拒不能」があげられているということ

(2) これまで177・178条の「強制」という言葉への理解について、「暴行・脅迫」、「心神喪失・抗拒不能」という要件を過度に狭くとらえる場合があり、一方で被害状況を鑑みて当罰性があるということで広くとらえる場合もあり、実務対応面でも裁判でも、判断にズレが生じてきていたこと

(3) そのため、これまで当罰性があるということで広くとらえ実際には裁かれていた行為を、今後条文上でも明確にするために、「暴行・脅迫」、「心神喪失・抗拒不能」以外にも当罰性のある行為として例示(限定)列挙する必要がある

以上(1)(2)(3)について、委員の皆様で認識が概ね一致しているとの認識です。

であるならば、(1)(2)(3)を踏まえ、さらには「強制性交等罪」という呼称のままでは、今後も判断に迷いを生じさせる恐れがあることから、177・178条は、「不同意性交等罪」・「準不同意性交等罪」という条文名にさせていただきたく、要望いたします。2つの条文を統合させるというご意見も出ていますが、そうなった場合は「不同意性交等罪」という条文名にさせていただきたく、要望いたします。

¹ 「性犯罪に関する刑事法検討会」取りまとめ報告書

法制審議会刑事法(性犯罪関係)部会 第1回会議配布資料

<https://www.moj.go.jp/content/001357720.pdf> 3-4頁

「保護法益をどのような言葉で表現するとしても、性犯罪の被害は、PTSD(心的外傷後ストレス障害)や鬱状態、自殺既遂や自殺未遂などを引き起こし、長期にわたって社会生活・対人関係に深刻な影響を及ぼし得る重大な被害であるとの認識が共有された。」